

第47回児童福祉審議会子ども育成分科会

日 時：令和2年3月26日（木）9：30～11：30

場 所：はぐくみかん 5階 会議室4

出席委員（50音順、敬称略）：岩波啓之、久保山茂樹、小谷亜弓、児山秀一、新保幸男、
檜山直春、宮田丈乃

事務局：（幼保児童施設課）葛貫課長、小澤係長、角田係長、横山主任、高柳主任、杉浦
（保育課）佐藤課長、上野係長

傍 聴 者：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

1 開 会 （事務局）

- ・委員7名全員の出席により会の成立の報告
- ・配付資料の確認

2 議 事 （会長による議事進行）

（1）児童福祉施設（幼保連携型認定こども園・保育所）の整備計画について

○事務局（幼保児童施設課）【資料2－1（(仮)長井こども園）】により説明

〔補足説明〕地階に保育室は設置できない。

- ・A 委 員：建て替えしている間は、園庭がない状態なのか。

事 務 局：建て替え時は、まだ保育園として運営しているため、園庭は代替え地として近くの公園でもよい。

- ・B 委 員：地階の採光や避難経路は確保されているのか。

事 務 局：幼保連携型認定こども園の基準ではそこまでの規定はないが、建築基準法上の建築確認が下りれば問題ない考える。

- ・A 委 員：調理員は、調理室を通過して前室に入るようになっているが衛生面等、大丈夫なのか。

事 務 局：委員の意見を園に伝えることとする。

- ・C 委 員：図面に「延焼の恐れある部分」と線が引かれているが、安全なのか。

事 務 局：あくまでも建築基準法上の表記であり、建築確認が下りれば問題ない考える。

- ・D 委 員：子育て支援相談室の部屋の広さが他の園に比べ狭いのではないのか。

事 務 局：部屋の広さの基準はない。本日の審議は国への整備に関する補助申請に係るもので、そもそも子育て支援事業の内容についても現段階では決まっておらず、今後、行う認可についての審議の段階で具体的な中身を審議することになる。

- ・E 委 員：医務室、調理室、配膳するエレベーターの距離が近いが、医務室には、体調不良の児童等が出入りするため、給食などの衛生面等を考えると心配である。

事 務 局：職員室に入る際の出入りを玄関側だけにする等の方法があると思うが、委員の意見を園に伝えることとする。

- ・F 委 員：地階の多目的ホールでは通常の保育はできないのか。

- 事務局：地階には保育、遊戯室を設置できないため通常の保育はできない。
- ・F 委員：地階の北側に調理室があるが、採光等や職員の健康についてはどうなのか。
- 事務局：図面では地階となっているが斜面地に建設するため南側は開放されている。全く採光がない状態ではないと考える。
- ・F 委員：保育室は建物の南側で園庭は北側にある。保育室の延長線上に園庭があるのか望ましいと考える。
- 事務局：保育室を南向きに配置することや空いている土地に園舎を建て替えることからこのような配置となった。委員の意見を伝え、安全面など配慮しなくてはならない部分は運営面で対応するよう伝える。
- ・会長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

○事務局（幼保児童施設課）【資料２－２（(仮)認定こども園ぎんなん幼稚園）】により説明

- ・B 委員：施設整備費の総事業費の内訳で、その他の56,151,000円は具体的に何か。
- 事務局：補助対象とならない部分の設計料や、地質調査、敷地測量、確認申請手数料などである。
- ・B 委員：広い敷地だが、セキュリティは万全なのか。
- 敷地外と敷地内の境と、玄関から保育室までの動線を確認したい。
- 事務局：図面の外側の太い一点鎖線が施設全体を囲むフェンスで、人が出入りできるのは玄関だけになり、玄関でセキュリティを管理できる。
- 園児など、玄関から入り外廊下を通して各部屋に移動することとなる。
- ・会長：フェンスの高さや素材など、仕様はどのような物か。
- 高さによっては大人が乗り越えることもできるし、素材によっては園内が見通せてしまうが児童の安全は保てる物なのか。防犯カメラの設置はあるのか。
- 事務局：委員の意見を園に伝え、安全の確保に努めるよう指導する。
- ・A 委員：高台に建設されるが、強風などの対策や建物の強度は確保されているのか。
- 事務局：建物の両側に廊下があるので、強風などの時に部屋を移動する場合は、安全な廊下側を通行することとなる。
- 本件の設計事務所は、このようなデザインの園舎を多く手掛けているため問題ないと考える。
- ・A 委員：総事業費に対し総資産が少ないのではないのか。
- 事務局：本園は、元々は宗教法人が運営していたが、同法人が新たに学校法人を設立した際、幼稚園の運営を学校法人に移した。両法人の代表者は同じ方で資金を学校法人に移していないだけであり、宗教法人の資金も確認し妥当と判断した。
- ・会長：学校法人から宗教法人に賃借料が入ることになる。税制上見えにくいいため賃借料が妥当な額なのか継続して確認してほしい。
- 事務局：事業者から本案件の説明を受けた際、会計士も同席し説明を受けた。
- ・E 委員：外廊下をみの建物のため、暑い夏や寒い冬の時期は室内と室外との温度差が大きくなるため体調面が不安である。保育室などの温度管理に係る経費が保護者の負担にならないのか。

事務局：委員の意見を園に伝えることとする。

- ・D 委員：0歳と1歳の部屋は分けなくてよいのか

事務局：1歳児と同じ部屋に0歳児がいる場合は、ベビーベッドなどで区画するなどをするれば大丈夫である。

- ・D 委員：近隣に認定こども園や幼稚園があるが、定員の設定は市として妥当と考えるか。

事務局：定員の設定は最低人数として算出したものと捉えている。
近隣の園には事前に園より説明している。

- ・会長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

○事務局（幼保児童施設課）【資料2－3（玉成保育園）】により説明

- ・B 委員：18頁の2.「整備に係る補助について」に記載されている「目的」や「対象者」をみると認定こども園への移行を希望する幼稚園、保育所となっているが、本案件は保育所の施設整備ではないのか。

事務局：委員の言われるとおり、一部記載間違いがあると思われるが「(3)対象事業」の前段に記載の「国の保育所等整備交付金交付要綱」に基づく保育所の施設整備である。

- ・C 委員：分園は2階に保育室があるが、避難経路は確保されているのか。

事務局：2階に保育室を設けた場合、2方向の避難経路が必要である。大半は内階段と外階段が設置されているが、本分園は、外階段ではなく児童福祉施設の基準条例にある待避上有効なバルコニーを避難経路の1つとしているため2方向の避難経路は確保されており、消防とも調整済である。

- ・F 委員：本地域は保育ニーズの高い地域であり駅にも近い場所である。分園と本園の定員数を考えると、幼児クラスは途中入園できないことになるが、新たに建設するのであれば、保育所の扱いになってしまうが分園の広さを考えると3歳児クラスを設けるなど、地域の皆様に還元できるよう検討できないのか。

事務局：国が示している分園の設置の取り扱いでは、待機児童対策としているため0～2歳を設定することが前提となっていて定員も原則として30人未満としている。ただし、本園と一体的な保育が可能ならば30人以上とすることができるとしている。0～5歳児を設定すると、それは分園ではなく新たな保育所の設置となってしまう。

将来的に、0～5歳までの全スペックを備えた保育園を認めると取れる表記になっています。設備的には可能だが、現状、本市では認めていないことがくみ取れる内容に変更した方が良いと思います。

- ・B 委員：本日の案件の保育室の広さは面積基準上は満たしているが、幼児クラス、特に5歳児クラスは基準通りの面積では狭いと思う。今後、計画する際は市から事業者へアドバイスしてほしい。

事務局：今後、整備計画の際は、事業者へ伝えたい。

- ・会長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

○事務局（幼保児童施設課）【資料２－４（はなまる保育園）】により説明

- ・D 委 員：法42条２項道路と記載のある場所は、車が容易にすれ違いができない道路である。
また、近くに架かる橋は木製で、児童の送迎や避難路等で通るのは安全面で気になる。

事 務 局：建物が１階建てのため避難経路については満たされている。位置図の南側の園庭側にも小さな橋があり、その橋を車が通れるように幅を広くし園庭に駐車場を設けられるよう現在担当課と交渉中であると事業者からは聞いている。改めて委員の意見を園に伝える。

- ・E 委 員：職員室は事務室と会議室も兼ねるのか。兼ねていると狭いのではないか。

事 務 局：兼ねているが、別に休憩室は設けている。

- ・B 委 員：園庭のどこに送迎の際の駐車場を設置するのか。

事 務 局：拡張予定の橋を渡ったところである。

- ・会 長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

（２）家庭的保育事業所の定員変更について

○事務局（幼保児童施設課）【資料３、資料４】により説明

- ・特に意見なし。

３ 報告事項

- ・事 務 局：新型コロナウイルスに関する横須賀市の対応状況について説明

４ そ の 他

- ・特になし。

５ 閉 会 （事務局）

- ・会長は今日をもって退任することになったため、会長より退任の挨拶があった。
- ・次回第４８回は、令和２年９月に開催を予定。

以 上